



(7)

**熊本地震災害・東日本大震災義援金**

**温かいご支援ありがとうございます**

**熊本地震災害義援金**

4月1日～5月31日に皆さんからお寄せいただいた義援金12万5,777円を、6月13日に熊本県にお送りしました。

義援金をお寄せいただいた団体は以下のとおりです(50音順)。

- ▶NPO法人葛飾アクティブ.COM
- ▶葛飾会議

**東日本大震災義援金**

4月1日～5月31日に皆さんからお寄せいただいた義援金66万2,109円を、6月13日に日本赤十字社にお送りしました。

義援金をお寄せいただいた団体は以下のとおりです(50音順)。

- ▶アサヒエーステート(株)
- ▶お花茶屋商店街振興組合
- ▶宝木塚小学校PTA

**いずれも**

義援金は、引き続き受け付けています。

【受付方法】 現金のみ

【受付場所】 区民ホール(区役所2階)、総務課(区役所5階504番)、区民事務所、区民サービスコーナー

【担当課】 総務課 ☎5654-8136

この他、多くの皆さんからも温かいご支援をいただいております。ご協力ありがとうございます。



**感震ブレーカー  
設置費用を補助します**

感震ブレーカーは、大きな地震が発生した際、自動的にご家庭のブレーカーを落とし、電気火災を防止してくれる機器です。

阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の多くは、停電から復旧直後の電化製品や破損した電気コードから出火する**通電火災**によるものでした。

通電火災を防ぐために感震ブレーカーをあらかじめ取り付けしておきましょう。

【対象地域】 右表のとおり

【対象世帯】

世帯員全員が次のいずれかに該当する世帯

- ▶65歳以上の方
- ▶身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ▶愛の手帳1・2度をお持ちの方

【補助限度額】 5万円

【申請方法】

所定の申請書と本人確認ができる物の写し(運転免許証・健康保険証など)、または身体障害者手帳・愛の手帳の写し(手帳をお持ちの方のみ)を持参か郵送。

【申請書配布場所】

防災課(区役所5階503番)、地区センター  
区ホームページからも取り出せます。

【申請・担当課】 〒124-8555葛飾区役所防災課(区役所5階503番) ☎5654-8224



**対象地域**

立石	1・3・4・6・7・8丁目	新小岩	1～4丁目
東立石	3・4丁目	東新小岩	5～7丁目
四つ木	1～4丁目	西新小岩	3～5丁目
東四つ木	3・4丁目	奥戸	2丁目
宝町	2丁目	高砂	3・5・8丁目
堀切	1～7丁目	鎌倉	4丁目
東堀切	1丁目	細田	5丁目
小菅	2丁目	柴又	1・4丁目
お花茶屋	2丁目	新宿	2丁目
亀有	5丁目	金町	5丁目
青戸	1・2・6丁目	東金町	3丁目

**不燃化特区内の老朽木造住宅建て替え助成**

最大**200**万円

区内には老朽化した木造建築物が集中し、狭い道路が多いなど防災面で多くの課題を抱えている密集市街地があり、その早急な改善が課題となっています。

区では不燃化特区内の木造住宅の建て替えを促進するため、助成制度を創設し、特区内の不燃化を推進しています。

**助成額 除却工事費＋設計・工事監理費＝助成金(最大200万円)**

【対象地域】 ▶四つ木1・2丁目 ▶東四つ木3・4丁目 ▶東立石4丁目 ▶堀切2丁目周辺・4丁目

【助成要件】 ▶老朽建築物(以下の条件全てに該当する建築物およびこれに付属する工作物)の除却工事を行い、当該老朽建築物のあった敷地において、不燃化建築物(耐火または準耐火建築物)を建てる工事を行うこと  
▶老朽建築物の所有者(または所有者の2親等以内の親族)であって、除却工事および建て替え工事両方の経費を支払う方からの申請であること

**老朽建築物に該当する条件**

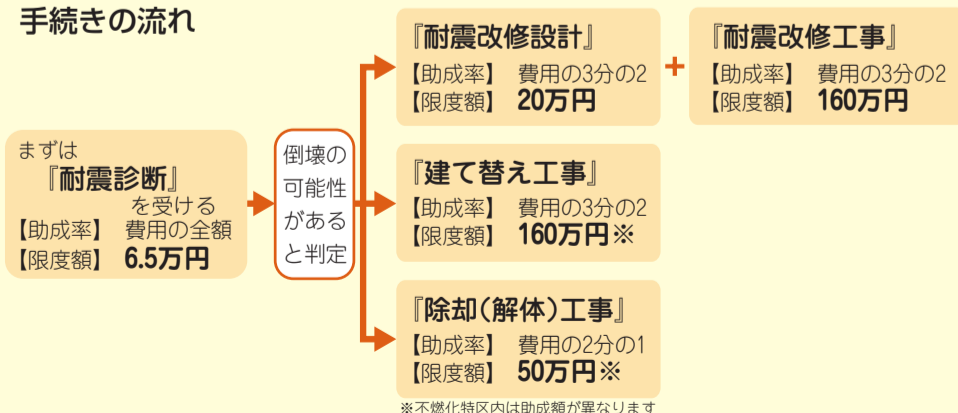
- ▶主要構造物が木造であること(軽量鉄骨を含む)
- ▶一戸建ての住宅、長屋、重ね建て住宅、連続建て住宅または共同住宅であること
- ▶耐用年数の3分の2(木造モルタルは13年4カ月、木造は14年8カ月、軽量鉄骨造は18年)以上経過していること

まずはご相談ください 【担当課】 街づくり推進課(区役所3階303番) ☎5654-8345

**木造住宅耐震助成制度**

新耐震基準(昭和56年6月1日施行)を満たしていない古い木造住宅は耐震性が低く、大きな地震に耐えることは難しいとされています。そのため区では、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建て替え工事、除却(解体)工事などに係る費用の一部を助成しています。

**手続きの流れ**



【対象】 区内の木造2階建て以下の住宅・共同住宅・併用住宅  
このうち、耐震診断後の工事については**昭和56年5月31日以前**に建てられた建物  
この他にも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

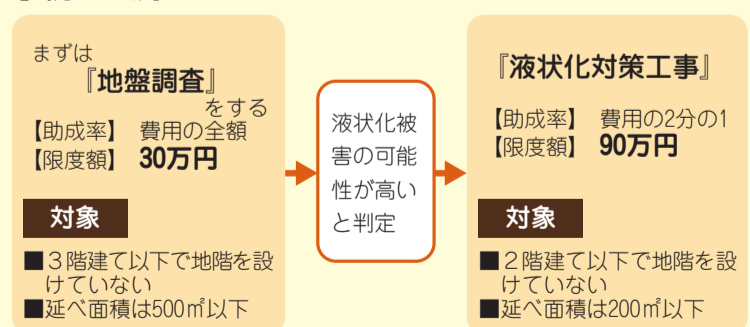
**耐震助成相談窓口**  
建築課(区役所3階305番) ☎5654-8552

**液状化対策助成制度**

地震により地盤が液状化すると、建物重量が軽く基礎が浅い木造住宅は、傾斜や沈下などの被害を受ける可能性があります。

区では、新築・建て替えをする住宅の地盤調査と液状化対策工事に係る費用の一部を助成しています。

**手続きの流れ**



この他にも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**液状化対策相談窓口**  
建築課(区役所3階305番)  
☎5654-8360